

参 考 资 料

○ 国家行政組織法	・ ・ ・ 1
○ 内閣法	・ ・ ・ 4
○ 防衛省設置法	・ ・ ・ 5
○ 自衛隊法	・ ・ ・ 10
○ 歳出予算の推移（過去20カ年）	・ ・ ・ 11
○ 自衛官の定数の推移（法律上の定数）	・ ・ ・ 12

国家行政組織法（昭和二十三年七月十日法律第百二十号）

（行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務）

第三条 国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。

- 2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。
- 3 省は、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれるものとし、委員会及び庁は、省に、その外局として置かれるものとする。
- 4 第二項の国の行政機関として置かれるものは、別表第一にこれを掲げる。

（行政機関の長）

第五条 各省の長は、それぞれ各省大臣とし、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣として、それぞれ行政事務を分担管理する。

- 2 各省大臣は、國務大臣の中から、内閣総理大臣がこれを命ずる。但し、内閣総理大臣が、自らこれに当ることを妨げない。

（内部部局）

第七条 省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。

- 2 前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。
- 3 庁には、その所掌事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。
- 4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。
- 5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。
- 6 実施庁並びにこれに置かれる官房及び部には、政令の定める数の範囲内において、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、省令でこれを定める。
- 7 委員会には、法律の定めるところにより、事務局を置くことができる。第三項から第五項までの規定は、事務局の内部組織について、これを準用する。
- 8 委員会には、特に必要がある場合においては、法律の定めるところにより、事務総局を置くことができる。

（特別の機関）

第八条の三 第三条の国の行政機関には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

（副大臣）

第十六条 各省に副大臣を置く。

- 2 副大臣の定数は、それぞれ別表第三の副大臣の定数の欄に定めるところによる。
- 3 副大臣は、その省の長である大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめその省の長である大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を

代行する。

- 4 副大臣が二人置かれた省においては、各副大臣の行う前項の職務の範囲及び職務代行の順序については、その省の長である大臣の定めるところによる。
- 5 副大臣の任免は、その省の長である大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。
- 6 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国务大臣がすべてその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。

(大臣政務官)

第十七条 各省に大臣政務官を置く。

- 2 大臣政務官の定数は、それぞれ別表第三の大臣政務官の定数の欄に定めるところによる。
- 3 大臣政務官は、その省の長である大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。
- 4 各大臣政務官の行う前項の職務の範囲については、その省の長である大臣の定めるところによる。
- 5 大臣政務官の任免は、その省の長である大臣の申出により、内閣がこれを行う。
- 6 前条第六項の規定は、大臣政務官について、これを準用する。

(事務次官及び庁の次長等)

第十八条 各省には、事務次官一人を置く。

- 2 事務次官は、その省の長である大臣を助け、省務を整理し、各部局及び機関の事務を監督する。
- 3 各庁には、特に必要がある場合においては、長官を助け、庁務を整理する職として次長を置くことができるものとし、その設置及び定数は、政令でこれを定める。
- 4 各省及び各庁には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、法律（庁にあつては、政令）でこれを定める。

(官房及び局の所掌に属しない事務をつかさどる職等)

第二十条 各省には、特に必要がある場合においては、官房及び局の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で局長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。

- 2 各庁には、特に必要がある場合においては、官房及び部の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で部長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。
- 3 各省及び各庁（実施庁を除く。）には、特に必要がある場合においては、前二項の職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。
- 4 実施庁には、特に必要がある場合においては、政令の定める数の範囲内において、前二項の職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、省令でこれを定める。

別表第一 (第三条関係)

省	委員会	庁
総務省	公害等調整委員会	消防庁
法務省	公安審査委員会	公安調査庁
外務省		
財務省		国税庁
文部科学省		文化庁
厚生労働省	中央労働委員会	社会保険庁
農林水産省		林野庁 水産庁
経済産業省		資源エネルギー庁 特許庁 中小企業庁
国土交通省	船員労働委員会	気象庁 海上保安庁 海難審判庁
環境省		
防衛省		

別表第二 (第七条関係)

公安調査庁
国税庁
特許庁
気象庁
海上保安庁
海難審判庁

別表第三 (第十六条、第十七条関係)

省	副大臣の定数	大臣政務官の定数
総務省	二人	三人
法務省	一人	一人
外務省	二人	三人
財務省	二人	二人
文部科学省	二人	二人
厚生労働省	二人	二人
農林水産省	二人	二人
経済産業省	二人	二人
国土交通省	二人	三人
環境省	一人	一人
防衛省	一人	二人

内閣法（昭和二十二年一月十六日法律第五号）

第十二条 内閣に、内閣官房を置く。

2 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 閣議事項の整理その他内閣の庶務

二 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

三 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

四 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務

五 前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務

六 内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務

3 前項の外、内閣官房は、政令の定めるところにより、内閣の事務を助ける。

4 内閣官房の外、内閣に、別に法律の定めるところにより、必要な機関を置き、内閣の事務を助けしめることができる。

防衛省設置法（昭和二十九年六月九日法律第百六十四号）

（設置）

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、防衛省を設置する。

2 防衛省の長は、防衛大臣とする。

（任務）

第三条 防衛省は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とし、これがため、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第二項から第四項までに規定する陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊をいう。以下同じ。）を管理し、及び運営し、並びにこれに関する事務を行うことを任務とする。

2 防衛省は、前項に規定する任務のほか、条約に基づく外国軍隊の駐留及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（以下「相互防衛援助協定」という。）の規定に基づくアメリカ合衆国政府の責務の本邦における遂行に伴う事務で他の行政機関の所掌に属しないものを適切に行うことを任務とする。

（所掌事務）

第四条 防衛省は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛及び警備に関すること。

二 自衛隊（自衛隊法第二条第一項に規定する自衛隊をいう。以下同じ。）の行動に関すること。

三 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の組織、定員、編成、装備及び配置に関すること。

四 前三号の事務に必要な情報の収集整理に関すること。

五 職員の人事に関すること。

六 職員の補充に関すること。

七 礼式及び服制に関すること。

八 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の規定による若年定年退職者給付金に関すること。

九 所掌事務の遂行に必要な教育訓練に関すること。

十 職員の保健衛生に関すること。

十一 経費及び収入の予算及び決算並びに会計及び会計の監査に関すること。

十二 所掌事務に係る施設の取得及び管理に関すること。

十三 所掌事務に係る装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品（以下「装備品等」という。）の調達、補給及び管理並びに役務の調達に関すること。

十四 装備品等の研究開発に関すること。

十五 前号の研究開発に関連する技術的調査研究、設計、試作及び試験の委託に基づく実施に関すること。

十六 自衛隊法第百五条第一項の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。

十七 防衛に関する知識の普及及び宣伝を行うこと。

- 十八 所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと。
- 十九 条約に基づいて日本国にある外国軍隊（以下「駐留軍」という。）の使用に供する施設及び区域の決定、取得及び提供並びに駐留軍に提供した施設及び区域の使用条件の変更及び返還に関すること。
- 二十 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号）第二条第三項に規定する駐留軍用地等に係る各筆の土地の位置境界の明確化及びこれに関連する措置に関すること。
- 二十一 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第三条から第九条までの規定による措置に関すること。
- 二十二 駐留軍のための物品及び役務（工事及び労務を除く。）の調達並びに駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分に関すること。
- 二十三 相互防衛援助協定の実施に係る円資金の提供並びに不動産、備品、需品及び役務（労務を除く。）の調達、提供及び管理に関すること。
- 二十四 駐留軍及び相互防衛援助協定に規定するアメリカ合衆国政府の責務を本邦において遂行する同国政府の職員（以下この条において「駐留軍等」という。）による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関すること。
- 二十五 駐留軍等及び諸機関（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下この条において「合衆国軍協定」という。）第十五条第一項（a）に規定する諸機関をいう。）のために労務に服する者の雇入れ、提供、解雇、労務管理、給与及び福利厚生に関すること。
- 二十六 特別調達資金（特別調達資金設置令（昭和二十六年政令第二百五号）第一条に規定する特別調達資金をいう。）の経理に関すること。
- 二十七 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）第一条の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。
- 二十八 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第十三条第一項及び日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十六号）第一条第一項の規定による損失の補償に関すること。
- 二十九 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）第十四条第一項の規定による損失の補償に関すること。
- 三十 合衆国軍協定第十八条及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第十八条の規定に基づく請求の処理に関すること。
- 三十一 合衆国軍協定第十八条第五項（g）の規定により同項の他の規定の適用を受けない損害の賠償の請求についてのあつせんその他必要な援助に関すること。
- 三十二 防衛大学校、防衛医科大学校その他政令で定める文教研修施設において教育訓練及び研究を行うこと。
- 三十三 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき防衛省に属させられた事務

（防衛参事官）

第七条 防衛省に、防衛参事官を置く。

- 2 防衛参事官は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関する基本的方針の策定について防衛大臣を補佐する。
- 3 防衛参事官の定数は、政令で定める。

(内部部局の所掌事務)

第八条 内部部局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第四条第一号に掲げる事務に関する基本及び調整に関すること。
- 二 第四条第二号及び第三号に掲げる事務に関する基本に関すること。
- 三 前二号の事務に必要な情報の収集整理に関すること。
- 四 第四条第五号、第七号、第十一号、第十二号、第十六号及び第十九号から第三十一号までに掲げる事務（第三十条第一項第三号から第五号までに掲げるものを除く。）
- 五 第四条第六号、第八号から第十号まで、第十三号及び第十四号に掲げる事務に関する基本に関すること。
- 六 第四条第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十三号及び第十四号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、防衛省の所掌事務で他の機関の所掌に属しないもの

(官房長及び局長)

第九条 官房に、官房長を置く。

- 2 官房長及び局長は、防衛参事官をもつて充てる。

(内部部局の職員)

第十条 内部部局に、書記官、部員その他所要の職員を置く。

- 2 書記官は、命を受けて、事務をつかさどる。
- 3 部員は、命を受けて、事務に参画する。
- 4 書記官は、内部部局の課長又は国家行政組織法第二十一条第三項若しくは第四項に規定する職のいずれかに充てられるものとする。

(内部部局における自衛官の勤務)

第十一条 防衛大臣は、必要があると認めるときは、陸上幕僚監部、海上幕僚監部若しくは航空幕僚監部又は第十九条第一項に規定する統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長若しくは航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の部隊若しくは機関（以下「部隊等」という。）に所属する自衛官を内部部局において勤務させることができる。

- 2 前項の自衛官は、その職務についてはその勤務を命ぜられた部局の長の指揮監督を、その身分上の事項についてはその所属する幕僚監部又は部隊等の長の監督を受けるものとする。

(官房長及び局長と幕僚長との関係)

第十二条 官房長及び局長は、その所掌事務に関し、次の事項について防衛大臣を補佐するものとする。

- 一 陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は統合幕僚監部に関する各般の方針及び基本的な実施計画の作成について防衛大臣の行う統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長

又は航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）に対する指示

- 二 陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は統合幕僚監部に関する事項に関して幕僚長の作成した方針及び基本的な実施計画について防衛大臣の行う承認
- 三 陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は統合幕僚監部に関し防衛大臣の行う一般的監督

（設置）

第十九条 防衛省に、次の特別の機関を置く。

統合幕僚監部

陸上幕僚監部

海上幕僚監部

航空幕僚監部

統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関

情報本部

技術研究本部

装備施設本部

防衛監察本部

- 2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより防衛省に置かれる特別の機関は、外国軍用品審判所とする。

（幕僚監部）

第二十条 統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部（以下「幕僚監部」という。）は、それぞれの所掌事務に係る陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の隊務に関する防衛大臣の幕僚機関とする。

- 2 幕僚監部に、部及び課を置く。
- 3 前項に定めるもののほか、幕僚監部の内部組織は、政令で定める。

（幕僚長）

第二十一条 統合幕僚監部の長を統合幕僚長とし、陸上幕僚監部の長を陸上幕僚長とし、海上幕僚監部の長を海上幕僚長とし、航空幕僚監部の長を航空幕僚長とする。

- 2 統合幕僚長は自衛官をもつて、陸上幕僚長は陸上自衛官をもつて、海上幕僚長は海上自衛官をもつて、航空幕僚長は航空自衛官をもつて充てる。統合幕僚長たる自衛官は、自衛官の最上位にあるものとする。
- 3 幕僚長は、防衛大臣の指揮監督を受け、幕僚監部の事務を掌理する。

（統合幕僚監部の所掌事務）

第二十二条 統合幕僚監部は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊について、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関する計画の立案に関すること。
- 二 行動の計画の立案に関すること。
- 三 前号の行動の計画に関し必要な教育訓練、編成、装備、配置、経理、調達、補給及び保健衛生並びに職員の人事及び補充の計画の立案に関すること。

- 四 前号に掲げるもののほか、統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの訓練の計画の立案に関する事。
- 五 前各号に掲げる事務に関し必要な隊務の能率的運営の調査及び研究に関する事。
- 六 所掌事務の遂行に必要な部隊等の管理及び運営の調整に関する事。
- 七 所掌事務に係る防衛大臣の定めた方針又は計画の執行に関する事。
- 八 その他防衛大臣の命じた事項に関する事。

(陸上幕僚監部等の所掌事務)

- 第二十三条 陸上幕僚監部は陸上自衛隊について、海上幕僚監部は海上自衛隊について、航空幕僚監部は航空自衛隊について、それぞれ次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 防衛及び警備に関する計画の立案に関する事(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)
 - 二 前条第三号に規定する計画の執行に伴い必要な措置に関する計画の立案に関する事。
 - 三 前号に掲げるもののほか、教育訓練、編成、装備、配置、経理、調達、補給及び保健衛生並びに職員の人事及び補充の計画の立案に関する事(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)
 - 四 第一号及び前号(編成、装備及び配置に係るものに限る。)に掲げる事務に必要な情報に関する計画の立案に関する事。
 - 五 隊務の能率的運営の調査及び研究に関する事(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)
 - 六 部隊等の管理及び運営の調整に関する事(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)
 - 七 防衛大臣の定めた方針又は計画の執行に関する事(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)
 - 八 その他防衛大臣の命じた事項に関する事。

自衛隊法（昭和二十九年六月九日法律第百六十五号）

（内閣総理大臣の指揮監督権）

第七条 内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有する。

（防衛大臣の指揮監督権）

第八条 防衛大臣は、この法律の定めるところに従い、自衛隊の隊務を統括する。ただし、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊及び機関（以下「部隊等」という。）に対する防衛大臣の指揮監督は、次の各号に掲げる隊務の区分に応じ、当該各号に定める者を通じて行うものとする。

- 一 統合幕僚監部の所掌事務に係る陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の隊務 統合幕僚長
- 二 陸上幕僚監部の所掌事務に係る陸上自衛隊の隊務 陸上幕僚長
- 三 海上幕僚監部の所掌事務に係る海上自衛隊の隊務 海上幕僚長
- 四 航空幕僚監部の所掌事務に係る航空自衛隊の隊務 航空幕僚長

（幕僚長の職務）

- 第九条 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）は、防衛大臣の指揮監督を受け、それぞれ前条各号に掲げる隊務及び統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の隊員のサービスを監督する。
- 2 幕僚長は、それぞれ前条各号に掲げる隊務に関し最高の専門的助言者として防衛大臣を補佐する。
 - 3 幕僚長は、それぞれ、前条各号に掲げる隊務に関し、部隊等に対する防衛大臣の命令を執行する。

（統合幕僚長とその他の幕僚長との関係）

第九条の二 統合幕僚長は、前条に規定する職務を行うに当たり、部隊等の運用の円滑化を図る観点から、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長に対し、それぞれ第八条第二号から第四号までに掲げる隊務に関し必要な措置をとらせることができる。

歳出予算の推移（過去20カ年）

（単位:億円）

区 分	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊	統合幕僚会議	統合幕僚監部	情報本部	計
平成元年度	13,793 40.8%	9,716 28.7%	10,300 30.4%	25 0.1%	— —	— —	33,834
平成2年度	14,749 41.3%	9,760 27.3%	11,217 31.4%	26 0.1%	— —	— —	35,752
平成3年度	15,638 41.5%	10,856 28.8%	11,183 29.7%	29 0.1%	— —	— —	37,707
平成4年度	16,334 42.0%	11,002 28.3%	11,532 29.6%	32 0.1%	— —	— —	38,899
平成5年度	16,675 42.4%	10,849 27.6%	11,790 30.0%	30 0.1%	— —	— —	39,344
平成6年度	17,027 43.1%	11,105 28.1%	11,335 28.7%	34 0.1%	— —	— —	39,501
平成7年度	17,830 45.2%	10,566 26.8%	11,049 28.0%	33 0.1%	— —	— —	39,478
平成8年度	17,922 44.2%	11,185 27.6%	11,366 28.0%	61 0.1%	— —	— —	40,533
平成9年度	18,099 43.8%	11,344 27.4%	11,677 28.3%	212 0.5%	— —	— —	41,332
平成10年度	18,558 44.5%	11,335 27.2%	11,493 27.6%	304 0.7%	— —	— —	41,690
平成11年度	18,376 44.4%	11,369 27.5%	11,183 27.0%	423 1.0%	— —	— —	41,353
平成12年度	18,500 44.7%	10,973 26.5%	11,429 27.6%	508 1.2%	— —	— —	41,409
平成13年度	18,682 44.9%	11,535 27.7%	10,874 26.2%	480 1.2%	— —	— —	41,571
平成14年度	18,677 44.7%	11,324 27.1%	11,218 26.9%	554 1.3%	— —	— —	41,773
平成15年度	18,627 44.8%	11,269 27.1%	11,086 26.7%	552 1.3%	— —	— —	41,534
平成16年度	18,164 44.5%	11,059 27.1%	11,120 27.2%	519 1.3%	— —	— —	40,861
平成17年度	18,254 44.6%	10,922 26.7%	11,146 27.2%	605 1.5%	2 0.0%	6 0.0%	40,933
平成18年度	17,578 43.7%	10,892 27.1%	11,086 27.6%	— —	169 0.4%	486 1.2%	40,212
平成19年度	17,504 43.1%	11,473 28.2%	11,004 27.1%	— —	147 0.4%	508 1.3%	40,636
平成20年度	17,325 43.3%	10,694 26.7%	11,262 28.2%	— —	149 0.4%	561 1.4%	39,992

注1: 上段は歳出予算（人件・糧食費＋歳出化経費＋一般物件費）、下段はシェアを示す。

2: 計数については、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。

自衛官の定数の推移〔法律上の定数〕

年度	予 算 定 数							合 計	防衛省設置法 成立年月日
	陸 自	海 自	空 自	共同の部隊	統幕会議	統幕監部	情 本		
元	180,000 (65.8%)	46,085 (16.8%)	47,556 (17.4%)	—	160	—	—	273,801	
2	180,000 (65.8%)	46,085 (16.8%)	47,556 (17.4%)	—	160	—	—	273,801	
3	180,000 (65.8%)	46,085 (16.8%)	47,556 (17.4%)	—	160	—	—	273,801	
4	180,000 (65.8%)	46,085 (16.8%)	47,556 (17.4%)	—	160	—	—	273,801	
5	180,000 (65.8%)	46,085 (16.8%)	47,556 (17.4%)	—	160	—	—	273,801	
6	180,000 (65.8%)	46,085 (16.8%)	47,556 (17.4%)	—	160	—	—	273,801	6.11.11
7	180,000 (65.8%)	46,085 (16.8%)	47,556 (17.4%)	—	160	—	—	273,801	
8	179,430 (65.9%)	45,752 (16.8%)	47,207 (17.3%)	—	1,362	—	—	273,751	8.5.22
9	178,007 (65.7%)	45,752 (16.9%)	47,207 (17.4%)	—	1,392	—	—	272,358	9.4.25
10	172,866 (65.0%)	45,752 (17.2%)	47,236 (17.8%)	—	1,426	—	—	267,280	10.4.17
11	171,262 (64.8%)	45,752 (17.3%)	47,236 (17.9%)	—	1,487	—	—	265,737	11.7.28
12	167,383 (64.3%)	45,812 (17.6%)	47,266 (18.1%)	—	1,612	—	—	262,073	12.4.28
13	163,784 (63.8%)	45,812 (17.8%)	47,266 (18.4%)	—	1,719	—	—	258,581	13.6.1
14	163,330 (63.7%)	45,826 (17.9%)	47,280 (18.4%)	—	1,854	—	—	258,290	14.4.24
15	159,921 (63.2%)	45,839 (18.1%)	47,286 (18.7%)	—	1,994	—	—	255,040	15.4.23
16	157,828 (62.9%)	45,842 (18.3%)	47,361 (18.9%)	—	2,149	—	—	253,180	16.4.28
17	156,122 (62.6%)	45,806 (18.4%)	47,332 (19.0%)	—	0	476	1,846	251,582	17.7.22
18	155,696 (62.6%)	45,812 (18.4%)	47,342 (19.0%)	—	—	486	1,886	251,222	18.5.24
19	153,220 (62.2%)	45,716 (18.6%)	47,313 (19.2%)	152	—	343	1,903	248,647	19.6.8
20	152,212 (62.1%)	45,585 (18.6%)	47,138 (19.2%)	1,115	—	347	1,906	248,303	未成立

注：()内は3自衛隊における割合（四捨五入のため合計が一致しないことがある）。
20年度の数値は防衛省設置法改正案ベースである。